

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年十二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>路<br/>線<br/>名</p> | <p>川越所沢線</p>  |
| <p>供用開始の区間</p>       | <p>川越市新宿町三丁目二番三二地先から同市新宿町三丁目二番一〇地先まで</p>                                    |
| <p>供用開始の期日</p>       | <p>令和四年十二月十三日</p>   |
| <p>備<br/>考</p>       | <p>平成二十五年八月二日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号で告示した道路予定区域の供用開始である。<br/>延長二三・三三メートル</p> |